

国等の債権債務等の金額の端数計算に関する法律（抄）

（最終改正 平成 22 年法律第 15 号）

（通則）

第 1 条 国、沖縄振興開発金融公庫、地方公共団体及び政令で指定する公共組合（以下「国及び公庫等」という。）の債権若しくは債務の金額又は国の組織相互間の受払金等についての端数計算は、この法律の定めるところによる。

2 他の法令中の端数計算に関する規定がこの法律の規定に矛盾し、又は抵触する場合には、この法律の規定が優先する。

（国等の債権又は債務の金額の端数計算）

第 2 条 国及び公庫等の債権で金銭の給付を目的とするもの（以下「債権」という。）又は国及び公庫等の債務で金銭の給付を目的とするもの（以下「債務」という。）の確定金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。

2 国及び公庫等の債権の確定金額の全額が 1 円未満であるときは、その全額を切り捨てるものとし、国及び公庫等の債務の確定金額の全額が 1 円未満であるときは、その全額を 1 円として計算する。

3 国及び公庫等の相互の間における債権又は債務の確定金額の全額が 1 円未満であるときは、前項の規定にかかわらず、その全額を切り捨てるものとする。

（分割して履行すべき金額の計算）

第 3 条 国及び公庫等の債権又は債務の確定金額を、2 以上の履行期限を定め、一定の金額に分割して履行することとされている場合において、その履行期限ごとの分割金額に 1 円未満の端数があるとき、又はその分割金額の全額が 1 円未満であるときは、その端数金額又は分割金額は、すべて最初の履行期限に係る分割金額に合算するものとする。

（概算払等に係る金額の端数計算）

第 4 条 第 2 条の規定は、国及び公庫等の債権又は債務について、概算払、前金払若しくはその債権若しくは債務に係る反対給付のうち既済部分に対してする支払を受け、又はこれらの支払をすべき金額の計算について準用する。

（国等の組織相互間の受払金の端数計算）

第 5 条 第 2 条第 1 項及び第 3 項、第 3 条並びに前条の規定は、国の組織相互の間又は地方公共団体の組織相互の間において収納し、又は支払うべき金額の計算について準用する。